

説明会でのご質問とその回答のとりまとめ

【於 令和3年4月3日（土）世田谷区立砧小学校】

はじめに

令和2年10月18日に発生いたしました地表面の陥没ならびにその後の調査で発見されました3カ所の空洞におきまして、地域にお住まいの方々をはじめとする皆さまに大変なご迷惑、ご心配をお掛けしていることを心よりお詫び申し上げます。

また、工事中の振動、騒音等のお問い合わせに対する対応について住民の方々へより丁寧な対応が必要だったのではないかと考えており、これまでの対応について、あわせてお詫び申し上げます。

令和3年3月19日に「東京外環トンネル施工等検討委員会 有識者委員会（以下、「有識者委員会」と言います。）」により報告書が取りまとめられたことを受け、令和3年4月2日～7日において東京外環沿線にて実施しました説明会およびフリーダイヤル、メール等で頂いた主なご質問とその回答について、とりまとめましたのでお知らせいたします。

今後は事業者として、有識者委員会報告書を踏まえて各々の再発防止対策を検討してまいります。

また、シールドトンネル工事の掘進の再開については、現段階において見通せる状況にありません。陥没・空洞事故の原因となった本線シールドトンネルについては、今後、家屋補償など必要な補償を誠意を持って対応しつつ、まずは、工事により影響を受けた地盤の補修などを行っていく必要があると考えております。

今回とりまとめました回答については、今後の検討等によって、変更となる場合もありますのでご了承ください。

<委員会報告書>

4-1. 過去に地歴調査を実施していないのではないのでしょうか。

各段階で必要な関係法令に基づく調査を実施しております。

4-2. 今後地中拡幅部工事が行われますが、安全性の評価等がしっかりされているか心配ですので、事前の確認を行う必要があるのではないのでしょうか。

中央ジャンクションについては、本線のシールドトンネルと JCT・IC からの連結路（ランプ）のシールドトンネルを分岐・合流させる部分を地中に構築する計画です。

中央ジャンクション部は、東名ジャンクション部と比較して地山の透水性が高く、地山の自立性が低い地盤であることが確認されており、より技術的難易度の高い施工が求められることを確認しています。

中央ジャンクション部の地中拡幅の構造につきましては、

- ・ランプシールドを起点に円周シールドを施工し、内部の土砂を掘削して円形の発進基地を構築
- ・次に、発進基地から外殻シールドを本線と並行に複数発進し、円筒形状に周囲を囲み、その上で外殻シールド同士を連結することで、躯体を構築
- ・最後に、順次躯体内部の土砂を掘削する

との進め方で施工する計画としています。

現在、詳細設計を進めており、より安全性の高い施工が可能となるように、有識者の意見も踏まえつつ、適切に検討を行ってまいります。

4-3. 掘進済み区間においても、区の公園等がありますのでボーリング調査を実施し、緩みが生じていないかを確認すべきではないのでしょうか。

有識者委員会において、エリアBの区間は、陥没・空洞事故の原因となった閉塞及びその解除のための特別な作業も実施されておらず、また、物理探査結果から掘削断面上部での地盤の緩み等は確認されていないことから、シールドトンネルの施工が要因となる空洞の形成や補修等の措置を必要とする地盤の緩みは生じていないと推定されております。

なお、引き続き、地盤の鉛直方向の変位を GNSS 等で計測し、大きな変状等が生じないか常時監視してまいります。

4-4. 再発防止対策を作成するという事は、再開することを前提として
いるようですが、事業者が工事を実施する能力があるという根拠を示して
ください。

工事の再開については、現段階で見通せる状況にはありません。

陥没・空洞事故については事業者として責任を重く受け止めているところで
あり、ご批判を真摯に受け止め、安全・安心を最優先に、陥没・空洞箇所周辺
の住民の方々をはじめとする皆様との信頼を取り戻すよう努めていきます。

そのためにも、まずは補償、補修にしっかり取り組み、今後、有識者委員会
においてまとめられた再発防止対策に基づき、具体の対策について詳細に検討
してまいります。

4-5. 地層等から今回の陥没が起きることも予見できていたのではないで
しょうか。予見ができなかったのは専門家の判断の誤りなのではないで
しょうか。

今回の陥没・空洞事故の原因となった本線トンネル工事では、掘削土量につ
いて2段階で基準値を設定し、これを下回ることを継続的にモニタリングして
いました。

しかし、陥没・空洞が確認された箇所の掘進中において、閉塞が生じたもの
の、掘削土量に関する基準値の超過はなく、事前に陥没や空洞が生じる兆候を
確認するに至りませんでした。

今回、有識者委員会で調査した結果、閉塞解除作業により生じた地山の緩
みに気泡材が浸透することにより、一部の気泡材は回収できず、掘削した地
山重量は過少に評価され、土砂の取り込みが想定より過剰に生じていたと推
定されたところであり、施工に課題があったとされたところです。

<補償>

4-6. 補償範囲以外でも地価が下落する、また移転したいと考える人もいると思いますが、それに対しては補償するのでしょうか。

今回の陥没・空洞事故により大変なご迷惑をおかけしておりますことに対しまして、改めてお詫び申し上げます。

有識者委員会において、エリアBの区間は、陥没・空洞事故の原因となった閉塞及びその解除のための特別な作業も実施されておらず、また、物理探査結果から掘削断面上部での地盤の緩み等は確認されていないことから、シールドトンネルの施工が要因となる空洞の形成や補修等の措置を必要とする地盤の緩みは生じていないと推定されているところです。

4-7. 今回の事故については誰が責任を取ったのでしょうか、もしくは取るのでしょうか。

今回の陥没・空洞事故については、事業者として責任を重く受け止めているところであり、ご批判を真摯に受け止め、安全・安心を最優先に、陥没・空洞箇所周辺の住民の方々をはじめとする皆様との信頼を取り戻すよう努めていきます。

また、今回の陥没・空洞事故により生じた被害については、事業者において、誠意を持って対応してまいります。

<その他>

4-8. シールド工事の着工から様々な事象が起きていますが、財産権などの地権者の権利を侵しているのではないのでしょうか。

工事を原因として地盤の緩み等が生じ、土地所有者の土地利用に影響が生じるなど被害を与えた場合には、適切にその被害を補償すべきものと考えております。

地盤の緩みが生じている可能性のある範囲については、地盤補修予定範囲として、引き続き調査を実施し、補修等の措置が必要となる地盤を特定したうえで、原状回復させることを基本に補修してまいります。

なお、補修工法については、今後具体的に検討していくこととしております。